

2016 年度

特待生入試 C 日程

民事法問題用紙

注意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。（黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。）
3. この問題冊子は 4 ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

【 民事訴訟法 】

訴訟要件とは何か，その審理・判断について説明しなさい。解答は，緑色の解答用紙にするせ。

【民法】

次の文章を読んで、後記の設問(1)・(2)に答えよ。なお、基準時は試験当日とし、解答は、青色の解答用紙に設問の順にするせ。

[事実]

1. A男とB女は、2010年4月頃から事実上の夫婦として共同生活を始めた。
2. Bは婚姻届を出すことを希望したが、Aはそれに応じず、両者の話し合いの結果、婚姻届は出さずに内縁関係を続けることにした。
3. Aには親族はいない。

I. [事実] 1～3に加えて、以下の[事実] 4・5があったとする。

[事実]

4. 2015年8月1日、Bは、Aを助手席に同乗させてレンタカーを運転中、対向車の運転手Cの過失による衝突事故にあった。Cは無傷で、Bは軽傷で済んだのに対し、シートベルトを装着していなかったAはそのために重傷を負い、それがもとで翌日死亡した。
5. 2015年11月2日、BとCは、保険会社を交えて、Bの負傷についてC側が10万円を支払う旨の和解を成立させて、同月9日に和解金が支払われたが、Aの死亡については和解が成立しなかった。

(1) Aの死亡について、①BはCに対し、どのような理由に基づいて損害賠償の請求ができるか、②それに対し、Cは減額の主張ができるか、それぞれ論じなさい。

II. [事実] 1～3に加えて、以下の[事実] 6・7があったとする。

[事実]

6. 2015年8月1日、Bは、産婦人科を受診し、Aの子を妊娠していることが判明した。同月10日、Aは、散歩中、道路沿いにあるEの所有・占有する古いブロック塀が突然倒れて、頭部に当たり、それがもとで翌日死亡した。Eは、土地工作物責任を認めて、B

との間でAの死亡による損害賠償の額について交渉を始めた。

7. 2015年11月2日、BとEは、Aの死亡について、EがBに対し支払うべき損害賠償額について和解を成立させた。また、BとEは、早くすべてを決着させたいと考え、同日、胎児の分の損害賠償額についても、Bが代理して和解を成立させた。同月12日、Bは、Bと胎児の分を併せて和解金を受け取ったが、同月30日、Bは転倒して流産した。

(2) Bは、Eに対し、胎児の分の和解金を返還しなければならないか、論じなさい。